

# 第2时限 特許制度概要(2)

# 第2時間 目次



- 2-1 特許制度と研究・開発者
- 2-2 特許を受けることができる発明
- 2-3 新規性について
- 2-4 進歩性について
- 2-5 特許権の効力について
- 2-6 外国での特許権の取得について

# 特許制度の目的

(目的)

**第1条** この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。

発明の保護  
(権利者)

一定期間独占権の付与  
(模倣に対して「やめなさい！」  
と言える権利)

勝手に使ったらダメ！

特許は発明をオープン  
にすることが前提

発明の利用

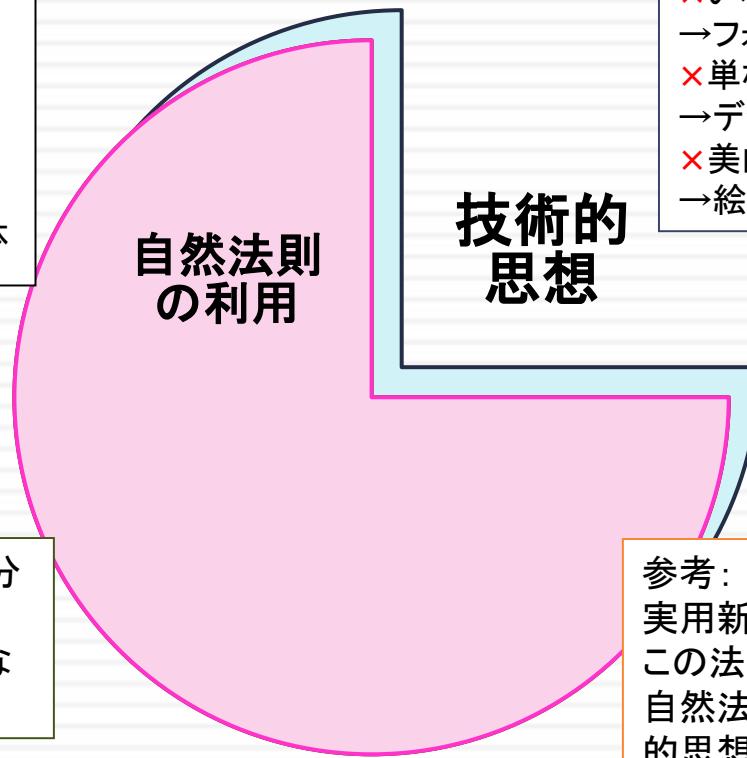
公開された発明をもとにした改良技術の開発(改良発明の誘発、新たな発明の機会)、発明の利用等の促進

研究開発の無駄  
(ロス)をなくす

# 特許を受けることができる発明

## 発明であること

- ✗ 自然法則以外の法則  
→ 経済法則等
- ✗ 人為的取り決め  
→ 商売方法等
- ✗ 自然法則自体(「利用」にあたらない)  
→ 「エネルギー保存の法則」、「万有引力の法則」自体



- ✗ いわゆる技能  
→ フォークボールの投げ方
- ✗ 単なる情報の提示  
→ デジタルカメラの撮影データ
- ✗ 美的創作物  
→ 絵画、彫刻

- 天然物から人為的に分離した化学物質
- ✗ 天然物の単なる発見など

参考:  
実用新案法2条1項  
この法律で「考案」とは、  
自然法則を利用した技術的  
思想の創作をいう。

**特許法 2項1項 この法律で「発明」とは、自然法則を利用した技術的  
思想の創作のうち高度のものをいう。**

特許要件の詳細は、次のスライドへ

# 新規性について

1. 特許出願前に日本国内又は外国において公然知られた発明
2. 特許出願前に日本国内又は外国において公然実施された発明
3. 特許出願前に日本国内又は外国において、**頒布された刊行物に記載された発明**  
**又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた発明** (29条1項)

新規性が喪失  
しているもの

公然と知られた発明

公然と実施された発明

刊行物等に記載された発明

新規性

新規性喪失の例外(第30条)

- ・自らが研究会発表
- ・自らが博覧会へ出品
- ・自らがTVに発表 等

例外的措置！！

- ✗ 発表、テレビ放映
- ✗ 販売、製造状況の不特定者見学
- ✗ 特許公報、論文、CD-ROM、書籍、インターネット

# 新規性喪失の例外

## 新規性喪失の例外の適用 が受けられる場合 (特許法第30条)

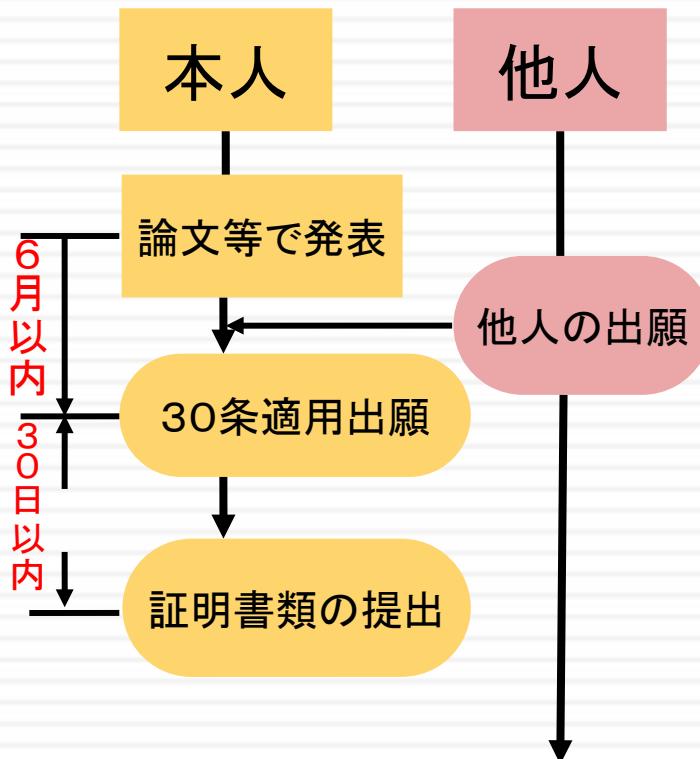
特許を受ける権利を持っている人  
(発明者や発明者から権利を譲渡された者)  
の行為による

- 刊行物やインターネットを通じた発表
- 研究集会(学会)での発表  
や博覧会への出品
- TV・ラジオでの公表
- 製品の販売 など

## その結果

# 発明が初めて 公知となる

#### 発表と出願のタイミング



- 本人の出願→他人の先出願と同一であれば拒絶される。
  - 他人の出願→論文が公知技術となり拒絶されるが、本人も特許が取れない場合がある。

## 新規性喪失の例外規定 国際比較

	対象	期間	出願手続
日本	すべての公知行為 (特許公報等による公開を除く)	6月	必要
米国	すべての公知行為	1年	不要
欧州	限定された国際博覧会	6月	必要
中国	限定された国際博覧会 所定の学術会議または技術会議	6月	必要
韓国	すべての公知行為 (特許公報等による公開を除く)	1年	必要

# 新規性(新しさ)の判断手法

発明のパート(発明特定事項)の比較による判断

7

## 自己の発明

矩形形状の(要件A)  
ステンレス製ケースに(B)  
滑り止めの塗料を塗った(C)  
携帯電話(D)

## 先行技術

矩形形状の(要件A)  
ステンレス製ケースに(B)  
滑り止めの塗料を塗った(C)  
デジタルカメラ(E)

A+B+C+D

相違点:DとE

A+B+C+E

新しい！！！

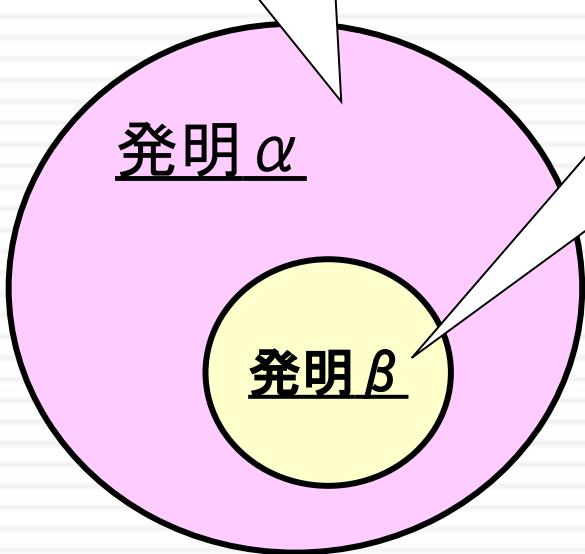
# 新規性の判断手法

## 特許発明が包含する技術的範囲による判断

発明  $\alpha$  (公知発明)

断面六角形(A)  
の鉛筆(B)

上位概念



発明  $\beta$  (出願1)

断面六角形(A)  
消しゴム付(C)  
の鉛筆(B)

下位概念(範囲内)

発明  $\alpha$  に対して  
新規性有り  
(※)利用発明

発明  $\gamma$

発明  $\gamma$  (出願2)

断面六角形(A)  
消しゴム付(C)  
のボールペン(D)

上位・下位でない(範  
囲外)

発明  $\alpha$  に対して  
新規性有り

# 進歩性が否定される事例

## —最適材料の選択・設計変更—

### 最適材料の選択、数値範囲の最適化、具体的適用に伴う設計変更

#### 【本願発明】

ケースを厚さ0.5～0.8mmの  
FRPとした携帯電話

※纖維強化プラスチック

#### 【文献1】

携帯電話のケースは  
厚いほど強度が高いが、  
全体の寸法を考慮すると  
1.0～1.5mmの厚さが好ましい

数値範囲の最適化  
強度と小型化の両立のための  
ケースの厚さを決定する

#### 【本願効果】

FRPを用いることにより、  
強度を維持しつつ携帯電話の  
小型化を図る

#### 【文献2】

ケースにFRPを用いた電子手帳  
FRPは強度が強いため、  
厚さを0.9～1.2mmと  
薄くすることができる

公知の材料からの選択  
FRPを用いることにより  
ケースを薄くすることができる

# 特許権の効力

## ①積極的効力と消極的効力

### 積極的効力

特許権者が、特許発明を独占的に実施することができる効力。

独占的に実施

特許権の範囲

### 消極的効力

他人による実施を排除できる効力(排他性)。

他者を排除

「特許権者は、**業として特許発明の実施をする権利を専有する**」(68条)

特許権者自身による実施のみならず、実施許諾した者を通じて特許発明を実施することも積極的効力といえる。

## ②特許権の保護期間および発生・消滅

「産業の発展」に必要かつ適切な期間に限って保護される。→ 出願から20年

権利の発生は、設定登録の日  
合

(特許権の存続期間の延長制度利用の場